

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2020年7月7日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県東海市東海町3丁目11番1号 氏 名 山九株式会社 東海支店 支店長 笹川 義久 電話番号 052-603-3900	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山九株式会社 東海支店 日本製鉄(株)名古屋製鉄所構内
事業場の所在地	愛知県東海市東海町5丁目3番地
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06:総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 3,970,080,000円(前年度実績)
③ 従業員数	241名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 山九株式会社 東海支店 産業廃棄物管理体制組織図 廃棄物処理総括責任者 支店安全環境担当者 廃棄物責任者 工事現場管理責任者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 状	【前年度（ 2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・排出量は、受注した工事により異なり、自社での分別・抑制は難しいところではあるが、信頼のある中間処理業者へ委託し、再生利用に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・出来る限り自社で排出量を減らすよう取り組んでいく。 ・中間処理業者へ委託する場合は、信用のある中間処理業者へ委託し再生利用に努めてもらい、収集運搬から処分までしっかり確認していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・中間処理業者へ委託。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・自社にてできる限り分別するように意識を高める。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（ 2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・出来る限り分別し、相応の処分業者へ委託。 ・混合産業廃棄物に関しては、中間処理業者へ委託し選別。 ・収集運搬から最終処分までの流れを確認し管理。		

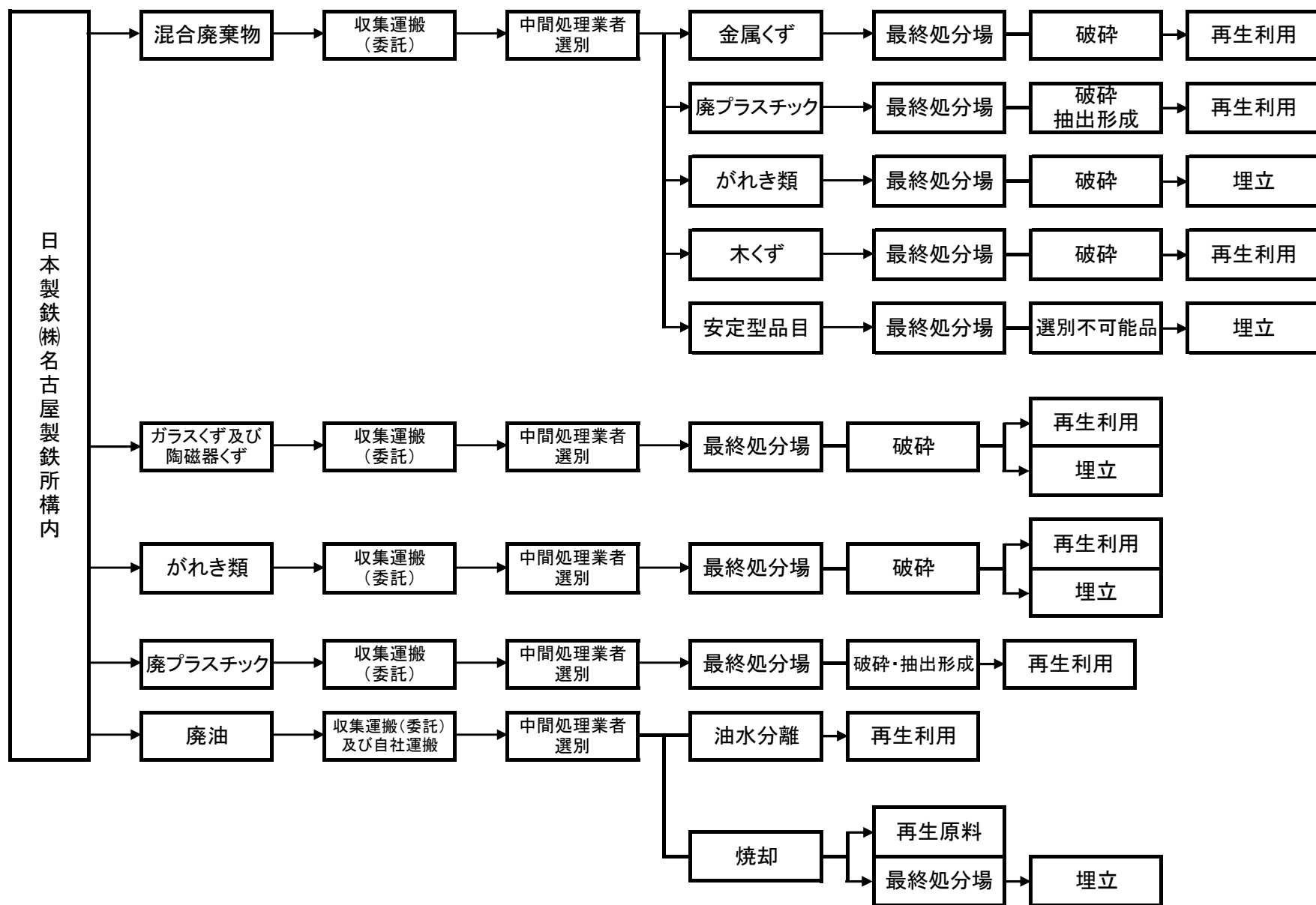
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・ 自社にて各廃棄物の分別を心掛け、適切な収集運搬業者及び処分業者へ委託する。 ・ 収集運搬業者から最終処分場までの流れを、正しく把握し管理する。 ・ 委託している収集運搬業者・処分業者への定期的な現地確認を実施する。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<別紙①>

産業廃棄物の一連の処理の工程



＜別紙②＞

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(2019年度)実績】										単位:t
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	混合廃棄物	廃プラスチック	汚泥	廃油	がれき類	ガラス・陶磁器くず	照明機器	合計
排出量	90.750	-	1,370.513	8.013	-	18.855	-	-	0.250	1,488.381

【目標】										単位:t
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	混合廃棄物	廃プラスチック	汚泥	廃油	がれき類	ガラス・陶磁器くず	照明機器	合計
排出量	87.603	25.185	1,616.140	7.890	0.000	15.726	156.505	10.837	0.000	1,919.886

産業廃棄物の排出の委託に関する事項

【前年度(2019年度)実績】										単位:t
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	混合廃棄物	廃プラスチック	汚泥	廃油	がれき類	ガラス・陶磁器くず	照明機器	合計
全処理委託量	90.750	－	1,370.513	8.013	－	18.855	－	－	0.250	1,488.381
優良認定処理業者委託量	－	－	321.563	－	－	0.770	－	－	－	322.333
再生処理業者委託量	90.750	－	882.933	3.875	－	17.775	－	－	0.200	995.533
認定熱回収業者委託量	－	－	－	－	－	0.770	－	－	－	0.770
認定以外熱回収業者委託量	－	－	－	－	－	0.147	－	－	－	0.147

[illegible]